

平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 ニ ッ タ 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 國枝 信孝
(コード番号 5186 東証 1 部)
問 合 せ 先 経営管理、総務 CSR 担当
執行役員 永矢 敏則
電 話 番 号 0 6 - 6 5 6 3 - 1 2 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、来る 6 月 2 5 日開催予定の第 8 5 回定時株主総会に、「定款の一部変更の件」を付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- 1) 社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、専門分野を含めた幅広い経験、見識を有する人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定により、定款第 28 条(社外取締役の責任限定契約)および第 38 条(社外監査役の責任限定契約)の規定を新設するものです。

なお、第 28 条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

- 2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 2 6 年 6 月 2 5 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 2 6 年 6 月 2 5 日 (水)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条～第 27 条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 28 条 (記載省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 29 条～第 36 条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 37 条～第 40 条 (記載省略)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 28 条 (社外取締役の責任限定契約)</u> <u>当社は、社外取締役との間で、会社法に規定する取締役の行為に関する損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意にして重大な過失がないときは、会社法に定める最低責任限度額を賠償額の限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 30 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 38 条 (社外監査役の責任限定契約)</u> <u>当社は、社外監査役との間で、会社法に規定する取締役の行為に関する損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意にして重大な過失がないときは、会社法に定める最低責任限度額を賠償額の限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 39 条～第 42 条 (現行どおり)</p>

以上